

北海道農業経済学会 役員選出規程

(趣 旨)

第1条 本規程は会則第5条における役員の選出方法について定めるものである。

(理事の定員)

第2条 理事の定員は12名とする。このうち9名をブロックから、3名を前期理事会で、それぞれ候補者を選出し、総会で承認を得る。

(理事の選出ブロック)

第3条 理事の選出ブロックは、北海道大学、酪農学園大学、帯広畜産大学、北海道農業研究センター、北海道立総合研究機構、道央グループ、道東北グループ、編集委員会、事務局の9ブロックとする。

(正副会長の選出方法)

第4条 会長1名、副会長2名は前期理事会において候補者を選出する。

(監事の選出方法)

第5条 監事は、事務局の置かれている北海道大学所属の会員以外から前期理事会で候補者を選出し、総会で承認を得る。

(常務理事)

第6条 北海道大学ブロック選出の理事は常務理事として総務を分掌し、事務局を統括する。

(役員欠員と補充)

第7条 役員が異動等によってその任の遂行が困難になった場合には欠員とみなし、理事会で速やかに補欠の役員を選出し任命する。補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員再任制限)

第8条 役員の任期は、連続して3期6年を超えることはできないものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は理事会で行い、総会の承認を得なければならない。

- 付 則
1. 本規程は2020年4月1日から施行する。
 2. 役員再任制限の起算は2020年度からとする。